

東京理科大学大学質保証推進委員会委員

役 職 名	氏 名	選出区分	備考
副学長（自己点検・評価）	倉 渕 隆	第 5 条第 1 項第 1 号	委員長
学内有識者（理事長指名）	前 田 讓 治	第 5 条第 1 項第 2 号	創域理工学部 電気電子情報 工学科教授
学内有識者（学長指名）	飯 田 努	第 5 条第 1 項第 3 号	先進工学部 マテリアル創成 工学科教授
学外有識者（学長指名）	岸 本 喜久雄	第 5 条第 1 項第 4 号	東京工業大学 名誉教授
学外有識者（学長指名）	神 田 裕 子	第 5 条第 1 項第 4 号	株式会社進研アド Between 編集長

東京理科大学内部質保証推進規程（抜粋）

- （推進委員会の組織）
- 第 5 条 推進委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、理事長がこれを委嘱する。
- (1) 自己点検・評価を担当する副学長
 - (2) 第 8 条に規定する東京理科大学自己点検・評価委員会委員以外の専任の教育職員又は事務系職員で大学評価又は教育の経験を有する者のうちから理事長が指名した者 1 人
 - (3) 第 8 条に規定する東京理科大学自己点検・評価委員会委員以外の専任の教育職員又は事務系職員で大学評価又は教育の経験を有する者のうちから学長が指名した者 1 人
 - (4) 大学評価又は教育に知識のある学外者のうちから学長が指名した者 若干人
- 2 委員長は、前項第 1 号に規定する者をもってこれに充てる。
- 3 推進委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故のあるときは、委員長のあらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 4 理事長及び学長は、推進委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 委員長が必要と認めたときは、推進委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。